

大阪府外で生活して遠隔授業を受講している
 学生の皆様、保護者の皆様

大阪体育大学新型コロナウイルス対策本部

大阪府以外の都道府県から本学周辺に移動した場合の通学元のアパート等での待機期間について

4月22日に対面授業の開始に向けた「本学周辺への移動方法」と「通学元のアパート等での待機期間」についてお知らせしましたが、この度、学生の皆さんが大阪府以外の都道府県から本学周辺に移動した場合の「通学元のアパート等での待機期間」について下記の通り見直すことにしました。これは、新型コロナウイルスの新たな感染者の減少により、5月25日に内閣から各都道府県知事宛に出された県をまたぐ移動等についての通知内容に従うものです。

本学がすべての学生に義務付けている「毎日の検温と体調観察の結果を個人用チェックシートに記録すること」は継続しており、学内へ入構するには、その記録上で入構前14日間の健康状態に問題がないことが必要です。なお、感染拡大やクラスター発生など予想外の事態が発生した場合、下記の条件が変更となる場合があります。

— 記 —

1. 大阪府以外の都道府県から本学周辺に移動した場合の待機期間

大阪府外からの移動日	通学元のアパート等での待機期間		入構時の個人用チェックシートの提示
	① 右の5都道県以外からの移動者	② 埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道からの移動者	
5月27日～31日	移動後5月31日までを通学元での待機期間とする。	移動日を含めた7日間を通学元での待機期間として健康観察を行う。さらに、学内入構のためには移動前日までの7日間を含めた合計14日間の健康状態に問題ないことが必要である。	必要
6月1日～18日	移動後の通学元での待機は不要とする。	移動日を含めた合計14日間の健康状態に問題ないことが必要である。	必要
6月19日～	移動後の通学元での待機は不要とする。		不要

2. 5月25日にお知らせしました「入構制限を6月1日から一部解除します」についても、上記を適応します。

3. 上の2.に関連した「本学構内でのスポーツ活動の段階的な再開に向けた基本計画」をクラブ指導者に通達していますので、クラブ指導者の指示に従って行動して下さい。

以上